主 文

本件各上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人A、同Bの負担とする。

理 由

被告人CことEの弁護人和島岩吉、同難波貞夫、同北山六郎連名の上告趣意のうち、判例違反をいう点は、所論引用の判例は事案を異にし本件に適切でなく、その余は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

被告人DことA、同Bの弁護人萩原由太郎の上告趣意のうち、憲法違反をいう点は、原判決のいかなる点が、憲法のいかなる条項に違反するかを具体的に示していないから不適法であり、判例違反をいう点は、所論引用の各判例は事案を異し本件に適切でなく、その余は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

なお、所論に鑑み、職権をもつて記録を調査したが、被告人らに対し、監禁、強要罪の成立を認めた原判決の判断は、正当である。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号、被告人A、同Bにつき同法一八一条 一項本文により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四七年一〇月二三日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	岡	原	昌	男
裁判官	村	上	朝	_
裁判官	小	Ш	信	雄